

昭和三十七年政令第三百九十三号

國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の權限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令

内閣は、國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の權限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の權限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開発金融公庫、外個人技能實習機構、株式会社國際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危險物保安技術協會、金融経済教育推進機構、輕自動車検査協會、健康保險組合、健康保險組合連合会、高压ガス保安協會、廣域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、國民健康保険組合、國民健康保險團体連合会、國民年金基金、國民年金基金連合会、國家公務員共濟組合、國家公務員共濟組合連合会、自動車安全運転センター、社會保險診療報酬支払基金、消防團員等公務災害補償等共濟基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全國健康保險協會、全國市町村職員共濟組合連合会、地方競馬全國協會、地方公共團體情報システム機構、地方公務員共濟組合、地方公務員共濟組合連合会、地方公務員灾害補償基金、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、土地改良区、土地改良区連合、土地地区画整理組合、日本司法支援センター、日本消防檢定協會、日本私立学校振興・共濟事業團、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電氣計器檢定所、日本年金機構、農業共濟組合、農業共濟組合連合会及び福島國際研究教育機構とする。

附 則

この政令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年八月一八日政令第二〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年八月三日政令第六六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年八月三日政令第二七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年九月二七日政令第三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年八月一一日政令第二七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年九月二七日政令第三号)

この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年一二月二六日政令第三九三号)

この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年一〇月一七日政令第三二六号)

この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年九月二日政令第二七号)

この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年一〇月三日政令第二六〇号)

この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四五五年七月一九日政令第二〇号)

この政令は、昭和四十一年七月一九日から施行する。

附 則 (昭和四五五年一〇月三日政令第二二〇号)

この政令は、昭和四十一年十月三日から施行する。

附 則 (昭和四五五年九月二八日政令第二七七号)

この政令は、昭和四十一年九月二八日から施行する。

附 則 (昭和四五六年一〇月三日政令第二二七号)

この政令は、昭和四十一年十月三日から施行する。

附 則 (昭和四五六年七月一九日政令第二二七七号)

この政令は、昭和四十一年七月一九日から施行する。

附 則 (昭和四五六年七月一九日政令第二二七七号)

この政令は、昭和四十一年七月一九日から施行する。

附 則 (昭和四五六年九月二八日政令第二二七七号)

この政令は、昭和四十一年九月二八日から施行する。

附 則 (昭和四五六年九月二九日政令第二二七七号)

この政令は、昭和四十一年九月二九日から施行する。

この政令は、昭和四九年七月三〇日政令第二七九号)抄

この政令は、工業再配置・産炭地域振興公团法の一部を改正する法律の施行の日(昭和四九年八月一日)から施行する。

附 則 (昭和四九年七月三一日政令第二八一号)

この政令は、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第四十八号)の施行の日(昭和四十九年八月一日)から施行する。

附 則 (昭和四九年八月九日政令第二二九号)

この政令は、金属鉱物探鉱促進事業團法の一部を改正する法律の施行の日(昭和四九年八月一日)から施行する。

附 則 (昭和四八年九月四日政令第二二五号)

この政令は、昭和四八年九月四日から施行する。

附 則 (昭和四九年七月三一日常令第二二八号)

この政令は、漁業近代化資金助成法及び

第一條 この政令は、日本てん菜振興會の解散に関する法律の施行の日(昭和四十八年七月一日)から施行する。

附 則 (昭和四九年七月三一日政令第二二八号)

この政令は、道陸運送車両法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第六十二号)以下「改正法」という。の施行の日(昭和四十八年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和四八年九月二八日政令第二二七号)

この政令は、昭和四八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年一月二四日政令第二二四号)

この政令は、船舶安全法の一部を改正する法律の施行の日(昭和四十八年十二月十四日)から施行する。

附 則 (昭和四九年三月二七日政令第六八号)

この政令は、昭和四九年三月二七日から施行する。

附 則 (昭和四九年三月二七日政令第六八号)

この政令は、公共用飛行場周邊における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和四九年三月二十八日)から施行する。

附 則 (昭和四九年四月一一日政令第九七号)

この政令は、公害健康被害補償法の一部の施行の日(昭和四九年六月五日)から施行する。

附 則 (昭和四九年六月四日政令第一九号)

この政令は、公害健康被害補償法の一部の施行の日(昭和四九年六月五日)から施行する。

附 則 (昭和四九年六月四日政令第一九号)

この政令は、昭和五十年八月十五日から施行する。

附 則 (昭和五一年八月二七日政令第二二五号)

この政令は、昭和五十一年八月二十八日から施行する。

附 則 (昭和六二年四月二八日政令第一
三四号) 抄

この政令は、昭和六十二年五月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月一二日政令第二
一六号) 抄

(施行期日) (旧林業信用基金法施行令等の暫定的効力)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

第二条 この政令の施行の際現に存する林業信用基金については、第一条の規定による廃止前の林業信用基金法施行令、第二条の規定による改正前の特殊法人登記令(以下「旧特殊法人登記令」という。)、第四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法施行令(以下「旧国家公務員退職手当法施行令」という。)、第五条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令(以下「旧国家公務員等共済組合法施行令」という。)、第八条の規定による改正前の林業等振興資金通暫定措置法施行令、第九条の規定による改正前の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

第三条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年七月一日政令第二五
二号) 抄

(施行期日) (旧林業信用基金法施行令等の暫定的効力)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月四日政令第三
六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三一日政令第六
八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行日(昭和六十三年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和六三年五月二十四日政令第一
六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行日(昭和六十三年七月二十三日)から施行する。

附 則 (昭和六三年七月二二日政令第二
三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の施行日(昭和六十三年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和六三年九月二十四日政令第二
七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の施行日(昭和六十三年十月一日)から施行する。

附 則 (平成元年七月七日政令第二二〇
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律の施行日(平成元年七月二十日)から施行する。

附 則 (平成元年九月二二日政令第二二一
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、新技術開発事業団法の一部を改正する法律の施行日(平成元年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和六一年六月三〇日政令第二
四〇号) 抄

この政令は、平成二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日政令第八五
五号) 抄

(施行期日) この政令は、法の施行日(平成九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二年一〇月五日政令第三〇
五号) 抄

(施行期日) この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年一月二十五日政令第六
五号) 抄

(施行期日) この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年四月二三日政令第一
五号) 抄

(施行期日) この政令は、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行日の(平成三年七月一日)から施行する。

附 則 (平成三年五月三一日政令第一
五号) 抄

(施行期日) この政令は、航空運送貨物の税関手續の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行日の(平成三年七月一日)から施行する。

附 則 (平成三年五月三一日政令第一
六号) 抄

(施行期日) この政令は、電気通信基盤充実臨時措置法の施行日(平成三年六月一日)から施行する。

附 則 (平成三年九月二五日政令第三〇
六号) 抄

(施行期日) この政令は、電気通信基盤充実臨時措置法の施行日(平成三年六月一日)から施行する。

附 則 (平成三年五月三一日政令第一
七号) 抄

(施行期日) この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年八月一二日政令第二
八号) 抄

(施行期日) この政令は、公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十九号)の施行日(平成四年十月一日)から施行する。

附 則 (平成四年九月二八日政令第三
四号) 抄

(施行期日) この政令は、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律の施行日(平成四年十月一日)から施行する。

附 則 (平成四年九月二八日政令第三
一号) 抄

(施行期日) この政令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成八年八月三〇日政令第二
五号) 抄

(施行期日) この政令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二八日政令第八
四号) 抄

(施行期日) この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二八日政令第八
五号) 抄

(施行期日) この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年四月二二日政令第一
三号) 抄

(施行期日) この政令は、纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行日(平成六年四月二十八日)から施行する。

共済組合連合会」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合、同法附則第四十八条第一項に規定する指定期金、国家公務員共済組合連合会」とする。
第一条 この政令は、運輸施設整備事業団法(以下「法」という。)附則第一条ただし書の政令で定める日(平成九年十月一日)から施行する。
附則 (平成九年一二月一〇日政令第三号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。
附則 (平成一〇年三月一八日政令第四号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。
附則 (平成一〇年六月一二日政令第二号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成十年四月一日)から施行する。
附則 (平成一〇年六月一二日政令第二号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十年七月一日から施行する。
附則 (平成一〇年九月一七日政令第三号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日(平成十年十月一日)から施行する。
附則 (平成一一一年六月二三日政令第二号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。
附則 (平成一一一年八月一八日政令第二号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、「公団法」という。の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。
附則 (平成一一一年九月一六日政令第二号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、都市基盤整備公団法(以下「公団法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。
附則 (平成一一一年九月一六日政令第二号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則 (平成一一一年九月一六日政令第二号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、農業災害補償法及び農林漁業信託基金法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。
附則 (平成一二年九月二九日政令第三〇号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。
附則 (平成一二年三月三一日政令第一号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附則 (平成一二年六月七日政令第三〇号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。
附則 (平成一二年三月一一日政令第二号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
附則 (平成一四年三月一三日政令第四号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
附則 (平成一五年六月二七日政令第二号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附則 (平成一五年六月二七日政令第二号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附則 (平成一五年七月三〇日政令第三〇号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附則 (平成一五年七月三〇日政令第三〇号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附則 (平成一五年八月六日政令第三五号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
附則 (平成一五年八月六日政令第三五号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附則 (平成一五年八月六日政令第三五号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、公法の一部改正に伴う経過措置を定める政令の一部改正に伴う経過措置
第九条 存続組合(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法

附則 (平成一五年六月二七日政令第二号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附則 (平成一五年七月三〇日政令第三〇号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附則 (平成一五年七月三〇日政令第三〇号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附則 (平成一五年八月六日政令第三五号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十五条までの規定は、附則第十六条中財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)第三条第三十四号及び第十九条第五号の改正規定並びに附則第十七条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。
附則 (平成一五年八月六日政令第三五号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附則 (平成一五年八月六日政令第三五号)
(施行期日) 抄
第一条 この政令は、公法の一部改正に伴う経過措置は、平成十五年十月一日から施行する。
第九条 存続組合(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農

			(施行期日)
第一条	この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律(次条において「平成十六年改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。	附則(平成一七年三月二四日政令第七二号)	(平成一七年三月二四日政令第七二号)
	この政令は、法の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。	附則(平成一七年四月一日政令第一一八号)抄	(平成一七年四月一日政令第一一八号)抄
	(施行期日)		
第一条	この政令は、公布の日から施行する。	附則(平成一七年六月一一日政令第二〇三号)抄	(平成一七年六月一一日政令第二〇三号)抄

			(施行期日)
第一条	この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。	附則(平成一七年六月一四日政令第二二四号)抄	(平成一七年六月一四日政令第二二四号)抄
	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。	附則(平成一八年二月二四日政令第二五号)抄	(平成一八年二月二四日政令第二五号)抄
	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。	附則(平成一九年二月一三日政令第三一号)抄	(平成一九年二月一三日政令第三一号)抄

			(施行期日)
第一条	この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	附則(平成一九年八月三日政令第二三号)抄	(平成一九年八月三日政令第二三号)抄
	(施行期日)		
第一条	この政令は、平成十九年十月一日から施行する。	附則(平成一九年九月一九日政令第二五号)抄	(平成一九年九月一九日政令第二五号)抄

			(施行期日)
第一条	この政令は、平成十九年十月一日から施行する。	附則(平成一九年九月一九日政令第二五号)抄	(平成一九年九月一九日政令第二五号)抄
	(施行期日)		
第一条	この政令は、平成二十年十月一日から施行する。	附則(平成二〇年九月一九日政令第二九七号)抄	(平成二〇年九月一九日政令第二九七号)抄
	(施行期日)		
第一条	この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。	附則(平成二一年一二月二八日政令第三一〇号)抄	(平成二一年一二月二八日政令第三一〇号)抄

いっては、第四十八条の規定による改正前の国の利害に関する訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令本則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令本則中「日本郵政公社」とあるのは、「郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第六条第三項に規定する承継会社」とする。

附則(平成一九年九月一四日政令第二八七号)抄

この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則(平成二八年一月二八日政令第三六一号)抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則(平成二九年一月二〇日政令第二六号)抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

			(施行期日)
第一条	この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。	附則(平成二五年一二月二六日政令第三六六号)抄	(平成二五年一二月二六日政令第三六六号)抄
	(施行期日)		
第一条	この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。	附則(平成二六年三月二四日政令第七三号)抄	(平成二六年三月二四日政令第七三号)抄
	(施行期日)		
第一条	この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。	附則(令和六年一月三一日政令第二二四号)抄	(令和六年一月三一日政令第二二四号)抄
	(施行期日)		
第一条	この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。	附則(令和六年四月一四日政令第一七四号)抄	(令和六年四月一四日政令第一七四号)抄
	(施行期日)		
第一条	この政令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。	附則(平成二二年五月一一日政令第二二二号)抄	(平成二二年五月一一日政令第二二二号)抄